

令和4年 第2回

士幌町議会定例会議案

令和4年6月3日

- 議案第1号 士幌町ゼロカーボンシティ宣言の実施について
議案第2号 士幌町ゼロカーボンシティ推進協議会設置条例案
議案第3号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
議案第4号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
議案第5号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
議案第6号 辺地総合整備計画の策定について
議案第7号 辺地総合整備計画の策定について
議案第8号 令和4年度士幌町一般会計補正予算（第2号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和4年6月3日

士幌町議会議長 秋間 紘一 様

士幌町長 高木 康弘

議案第 1 号

士幌町ゼロカーボンシティ宣言の実施について

士幌町ゼロカーボンシティ宣言を、別案のとおり実施するものとする。

説 明

士幌町ゼロカーボンシティ宣言に関し議会の議決を求めるものである。

士幌町ゼロカーボンシティ宣言（案）

近年、地球温暖化を起因とする気候変動は、人々の日常生活や産業活動、生態系に影響を与える深刻な問題となっています。

2015年に合意されたパリ協定では、「世界全体の平均気温の上昇を、産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力を追求する」ことが世界共通の長期目標に掲げられ、そのためには、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロとすることが必要とされています。

我が国では、2020年10月の内閣総理大臣所信表明において、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする（2050カーボンニュートラル）、脱炭素社会の実現」を目指すことが宣言されました。

さらに北海道では、国に先駆け、2020年3月に「2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロ」を目指すことが表明され、本道が有する豊かな自然や地域資源を利用した再生可能エネルギーと広大な森林など吸収源の最大限の活用により、環境と経済、社会が調和しながら成長を続ける北の大地「ゼロカーボン北海道」の実現を目指すこととなりました。

本町ではこれまで、「士幌町環境基本条例」を制定し、環境基本計画や新エネルギービジョンに基づく取組みを進め、家畜ふん尿によるバイオガスの整備促進や太陽光発電施設の設置など、再生可能エネルギーの積極的な導入にも取り組んでまいりました。

今後においても、環境行政の着実な推進を図りつつ、本町が目指す「輝く未来へ しほろ創生」を実現し、「真に豊かな農村しほろ」を次世代の子どもたちに引き継いでいくため、地球温暖化対策のさらなる推進に向けた決意を示し、地域や事業者の皆様と一体となって連携・協働し、2050年までに二酸化炭素の実質排出量ゼロを目指す「士幌町ゼロカーボンシティ」へ挑戦することをここに宣言いたします。

令和4年6月3日

士幌町長 高木 康弘

議案第 2 号

士幌町ゼロカーボンシティ推進協議会設置条例案

士幌町ゼロカーボンシティ推進協議会設置条例

(設置)

第 1 条 本町における 2050 年までにカーボンニュートラルの実現に向けて、関係者が目指す姿を共有し、連携・協働しながら、その推進及びその他脱炭素によるまちづくり等について協議するため、士幌町ゼロカーボンシティ推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次の事項について協議するものとする。

- (1) カーボンニュートラルの実現を推進するための計画の策定及び推進に関する事項
- (2) その他脱炭素によるまちづくりの推進に関する事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 10 名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に定める者のうちから、町長が任命する。

- (1) 町内団体及び事業者等関係者
- (2) 士幌町環境基本条例（平成 19 年条例第 11 号）第 30 条に規定する士幌町環境審議会の委員
- (3) その他町長が認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げないものとする。

(会長及び職務代行者)

第 5 条 協議会には会長を置き、会長は町長とする。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に不都合があるときは、会長が職務の代行を指名することができる。

(会議)

第 6 条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させることが

できる。

(アドバイザー)

第7条 町長は、第2条の所掌事務を協議する上で、協議会に対し助言・提言等を行うアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、専門的知見を有する者とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(報酬に関する条例の一部改正)

2 報酬に関する条例（昭和31年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表中士幌町開町記念事業検討委員会の項の次に次のように加える。

士幌町ゼロカーボンシティ推進協議会	アドバイザー	日額 10,000 円
	委員	日額 6,000 円

別表備考第4号中「並びに士幌町地方創生推進会議の大学教授等」を「、士幌町地方創生推進会議の大学教授等並びに士幌町ゼロカーボンシティ推進協議会のアドバイザー」に改める。

説 明

地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関として、士幌町ゼロカーボンシティ推進協議会を設置するものである。

議案第3号

北海道市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更する。

令和4年6月3日提出

士幌町長 高 木 康 弘

北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合同規約（平成31年2月22日市町村第1877号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1上川総合振興局（30）の項中「（30）」を「（31）」に改め、「上川広域滞納整理機構」の次に「、上川中部福祉事務組合」を加える。

別表第2の9の項中「上川広域滞納整理機構」の次に「、上川中部福祉事務組合」を加える。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

説 明

上川中部福祉事務組合の加入に伴う関連箇所規約改正であり、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第4号

北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。

令和4年6月3日提出

士幌町長 高 木 康 弘

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合理約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表（2）一部事務組合及び広域連合の表上川管内の項中「富良野広域連合」の次に「、上川中部福祉事務組合」を加える。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

説 明

上川中部福祉事務組合の加入に伴う関連箇所規約改正であり、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第5号

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を次のとおり変更する。

令和4年6月3日提出

士幌町長 高 木 康 弘

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「上川中部福祉事務組合」を加える。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

説 明

上川中部福祉事務組合の加入に伴う関連箇所の規約改正であり、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 6 号

辺地総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、新田・西上・中音更辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

説 明

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

総合整備計画書（案）

北海道河東郡士幌町 新田・西上・中音更辺地
 (辺地の人口 545人 面積80.3 km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 河東郡士幌町字士幌の一部・字上音更・字中音更・字ウリマク
- (2) 地域の中心の位置 河東郡士幌町字上音更西3線229番地10
- (3) 辺地度数 277点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- (1) 道 路 ～ 大規模農業経営が行われている区域の道路であるため、農畜産物の搬入出路の改善策として改良舗装、防雪対策の整備が必要である。
- (2) 農業 経営近代化施設 ～ 大規模農業経営が行われている区域で土地利用の変化及び降雨形態の変化に伴い、降雨時には流出量の増加により通水能力が不足し、農地に湛水被害が発生している。排水路及び農道の整備を行い、農地の湛水被害を解消し、生産性の向上及び農作業の効率化を図る為に必要である。

3. 公共的施設の整備計画 令和4年度から令和8年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
道路 (橋梁長寿命化修繕事業(新田・西上・中音更)ほか1事業)	士幌町	209,500	37,851	171,649	171,600
農業 経営近代化施設 (士幌川西地区担い手畑地帯総合整備事業 ほか2事業)	北海道	407,652	0	407,652	233,400
合 計		617,152	37,851	579,301	405,000

議案第 7 号

辺地総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、上居辺・佐倉・下居辺辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

説 明

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

総合整備計画書（案）

北海道河東郡士幌町 上居辺・佐倉・下居辺辺地
(辺地の人口 805人 面積107.8 km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 河東郡士幌町字士幌の一部・字下居辺・字ワッカクネツプ・字イシヨッポ
- (2) 地域の中心の位置 河東郡士幌町字士幌東7線173番地2
- (3) 辺地度数 198点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- (1) 産業の振興 道路 ～ この地区は、東に丘陵と居辺川の河岸段丘地帯の地形となっており、天然林と人工林が混在している。林道の未整備区域では、伐採期を迎えた森林などがあり、効率的な間伐、育林に支障をきたしており、又自然災害などにも対応する為に必要である。
また、この地区は、大規模農業経営が行われている区域となっている。作業機械の大型化により、現況道路の幅員では営農に支障をきたしている状況である。農作業道の整備を進めることにより、農業生産の基盤整備を図るものである。
- (2) 道路 ～ 大規模農業経営が行われている区域の道路であるため、農畜産物の搬入出路の改善策として改良舗装、防雪対策の整備が必要である。
- (3) 農業経営近代化施設 ～ 沿線には大規模農場を経営する農家が密集し、大型車の通行も極めて多い路線である。凍結融解時期に路面が泥濘化により通行不可能となり交通の障害となっており、これらを解消するため、整備が必要である。
- (4) 教育文化施設 ～ 辺地地区の児童・生徒の小中学校への通学のため、スクールバスを運行している。当該辺地のスクールバス運行路線である朝陽線について、平成31年4月より、児童生徒の乗車状況、通学時間等を考慮し、本来、予備車である車両を充てがい路線の増加をして運行している。同車両は、通学のためだけでなく、学校(学習)活動で移動を伴う際の手段としても運行を担っているため、児童生徒の通学及び学習活動の重要な手段の一つであるスクールバスを、より効率の良い運用とするため、整備が必要である。

3. 公共的施設の整備計画 令和4年度から令和8年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
産業の振興 道路 (森林管理道ワッカ美加登線 開設事業)	北海道	150,000	112,500	37,500	37,500
道路 (橋梁長寿命化修繕事業(上 居辺・佐倉・下居辺))	士幌町	58,000	35,409	22,591	22,500
農業経営 近代化施設 (上居辺地区道営特別農道整 備事業)	北海道	16,500	0	16,500	16,500
教育文化施設 (スクールバス整備事業)	士幌町	24,520	0	24,520	24,500
合 計		249,020	147,909	101,111	101,000